

令和 7 年度産業・情報技術等指導者養成事業 実施要項

1 目 的

本事業は、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を習得させ、参加者が各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うことを目的としている。

2 主 催 独立行政法人教職員支援機構

3 共 催 文部科学省、教育関係団体・大学等（[別添 2]のとおり）

4 期間、会場、定員、教科、内容等

[別添 2]のとおり

5 参加者

（1）参加資格

- ①各都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者
- ②高等学校、中等教育学校又は中学校等（特別支援学校の高等部、中等部を含む）で産業教育を担当する教諭等

（2）推薦人数

参加定員は、[別添 2]のとおりとする。ただし、定員を超える推薦があった場合でも参加が可能な場合があるので、積極的な推薦を行うよう努めること。

（3）推薦手続

推薦期限は、令和 7 年 6 月 16 日（月）とする。

推薦する機関においては、候補者を取りまとめて「研修システム」により推薦を行う。ただし、中核市教育委員会においては、[様式 1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修システム」により推薦を行う。

（4）参加者の決定

各都道府県、指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。定員を大幅に超過する場合は、参加者数を調整する場合がある。

6 経 費

本事業に係る経費については、参加者一人当たり[別添 2]に定める「参加費限度額」の範囲内において派遣者または参加者が負担するものとする。

「参加費」の支払額及び支払い方法については、研修終了後、約 3～4 か月を目処に、教職員支援機構より別途通知する。

※詳細は、[様式1]「推薦名簿」の「記入上の注意」を参照のこと。

7 その他

「全国教員研修プラットフォーム(以下、「プラットフォーム」という)を利用してい
る自治体からの参加者に関しては、プラットフォームへの本研修の修了状況の登録を当
機構で行う。

登録に当たって、参加者のプラットフォームログインIDが必要となるため、プラッ
トフォームを利用している自治体は、推薦を行う際に研修システムより候補者毎にプラ
ットフォームログインIDを入力すること。

推薦者は、修了者に対し、参加の成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の
配慮をすること。